

和歌山市アクセラレーションプログラム事業委託業務に係るプロポーザルに関する質問及び回答

質問及び回答は、次のとおりです。

令和8年7月27日更新

NO	質問事項	回答
1	目標について 仕様書 p1 (1) アに、「地域課題の解決に意欲をもつ起業希望者や起業間もない個人、事業者等が持つ優れたビジネスアイデアをブラッシュアップし、その事業化を目指す。」とありますが、想定している具体的な成果はありますか。成果報告会のピッチコンテストの発表資料が成果にあたるという理解でよろしいでしょうか。	想定している具体的な成果は、次のとおりです。 ・実効性の高いビジネスモデルの構築 ・仮説検証（見込顧客へのヒアリングやテストマーケティング等）の実績の獲得 ・事業化の達成 また、成果発表会における発表資料についても、これらの取組の到達点を示すものとして、成果に含まれるものと考えております。
2	業務範囲について 仕様書 p1 ウ(ア)に「外部審査員を交えた公平かつ公正な選定方法により、プログラムへの参加を希望する者から 5 名程度を選定。」とありますが、外部審査員は貴市で選定予定でしょうか、それとも入札者が選定をする想定でしょうか。後者の場合、審査員に求める能力要件や経歴等はございますか。	外部審査員につきましては、受託者において選定いただくことを想定しています。 審査員に求める能力要件や経歴等について、特段の定めは設けておりません。ただし、参加者の選定にあたっては、次の観点から総合的に評価することを想定しています。 ・地域課題の解決と事業創出に対する熱意、意欲 ・本市の地域課題解決への貢献度、地域への波及効果 ・ビジネスアイデアの将来性、成長性 なお、具体的な選定基準の詳細については、受託者と協議の上、決定したいと考えております。
3	カリキュラムについて 仕様書 p2 ウ(イ)短期集中型のカリキュラムについて、どの程度を「短期」と定義されているか、想定があればご教示ください。	「短期」について、具体的な期間の定めは設けておりません。 契約期間の範囲内において、参加者の学習効果の最大化が図られるよう、最適な期間を設定していただくことを想定しています。

4	提出書類について (1) 実施要領 p. 47(1) オ「履行実績調書」に記載する業務実績は、提案時点で案件が完了している必要がありますでしょうか。現在進行中の業務実績を記載しても問題ないでしょうか。 (2) 実施要領 p. 47(2) 提出部数について、「10 部（原本 1 部、副本 9 部）」とありますが、原本は社名の記載あり、副本は社名の記載無しとの認識でよろしいでしょうか。また、ア「企画提案書提出書」～カ「企画提案書の概要版」まで全て 10 部提出でしょうか。	(1) 「履行実績調書」に記載する業務実績は、提案時点で完了している必要はありません。現在進行中の業務実績についても記載いただいで差し支えありません。 (2) 今回のプロポーザルの審査過程においては、事業者名を非公表とする取り扱いを行います。そのため、企画提案書の正本・副本のいずれについても、社名の記載があつて差し支えありません。また、ア「企画提案書提出書」からカ「企画提案書の概要版」まで、いずれも 10 部（原本 1 部、副本 9 部）ご提出ください。
5	企画提案書の提案項目の「同種業務の実績」及び「本市内での活動実績一覧書」・「履行実績調書」に記載する実績については、プロポーザル参加資格確認を受けた企業の実績のみならず、当該企業の本業務遂実に関わる代表者・役員の個人実績や連携するパートナー企業の実績も対象とする理解で合っていますでしょうか。	「同種業務の実績」及び「本市内での活動実績一覧書」・「履行実績調書」に記載する実績は、プロポーザル参加事業者の実績のみを対象とし、代表者・役員の個人実績や、連携するパートナー企業の実績は対象に含まれません。